

(平成26年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 1 号

「手話言語法」制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月27日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 清水大輔

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について早期に実現を図るよう強く要望するものである。

記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

提案理由

本案は、請願趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 3 号

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月27日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	宮内一夫
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	立崎誠一
〃	〃	木村静子
〃	〃	木村孝

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

安倍政権が「積極的平和主義」の名のもとに進めている、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について、多くの国民が不安と疑念を抱いている。政府の十分な説明もなく国民的議論の場もなく、閣議決定に向け拙速さだけが目立っている。

これまでの歴代政府見解では、「集団的自衛権は自衛のための必要最小限を超えるものであって認めることはできない」としてきた。これは「海外で武力行使をしない」という日本国憲法第9条を踏まえたもので、長年の議論を積み重ねてきた見解である。

そもそも憲法は、国家権力を厳格に拘束するものであり、政権が変わるたびに多数派が憲法の解釈を自由に変えることができるなら、憲法が憲法でなくなってしまうかねない。内閣に憲法の解釈を勝手に変える権限はない。国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原則である。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は権力者の恣意に任せられることがあってはならないものであり、極めて慎重に取り扱われるべきものであると考える。

よって、本市議会は国に対し、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使は、立憲主義の立場から容認しないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 4 号

労働者保護ルール改正の見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月27日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	帯包文雄
賛成者	習志野市議会議員	田中真太郎
〃	〃	宮本博之
〃	〃	中央重則
〃	〃	市瀬健治
〃	〃	谷岡隆

労働者保護ルール改正の見直しを求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名のもとに、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは、政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言える。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものであると言わざるを得ない。

よって、本市議会は国に対し、こうした現状に鑑み、下記事項を強く要望するものである。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入など重要な改正は慎重に議論を進めていくこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正の検討を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 5 号

カジノ（民間賭博場）を合法化する「カジノ解禁推進法案」の廃案を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月27日

習志野市議会議長

齊 藤 賢 治 様

提出者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

賛成者 習志野市議会議員 市 川 寿 子

〃 〃 宮 内 一 夫

カジノ（民間賭博場）を合法化する「カジノ解禁推進法案」の廃案を求める意見書

衆議院に提出され、今国会での成立を狙う「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）は、刑法が禁じているカジノ（民間賭博場）を合法化するものである。

推進者は「国際観光、地域経済の振興、税収の増加でカジノ収益が社会に還元される」などと根拠のない主張をしているが、仮に「ギャンブルで負けた人の犠牲、不幸の上に成り立つ」収益を「還元」したとして、そのような社会がまともな社会とは、とても言えるものではない。

日本弁護士連合会も5月13日、「反対する意見書」を内閣総理大臣等へ提出した。経済効果への疑問、暴力団対策上の問題、マネーロンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性、青少年の健全育成への悪影響、民間企業の設置運営といった問題点を列挙しながら、「日本で初めて完全な民間賭博を認めるカジノ解禁推進法案が成立すれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、ギャンブル依存症の増加や青少年の健全育成の阻害等のさまざまな弊害をもたらすことが大いに懸念される」と厳しく批判している。また、サラ金被害の救済に取り組む団体や貧困問題に取り組む団体なども「賭博場設置反対」への行動を強めている。

青少年を含む多くの国民をギャンブルに巻き込むような法案は、習志野市民へも多大な悪影響を及ぼすものであり、到底認めることはできない。

よって、本市議会は国に対し、刑法が禁じているカジノ（民間賭博場）を合法化する法案は廃案にするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

斉藤賢治

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 6 号

国指定谷津鳥獣保護区保全事業の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月27日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	市瀬健治
〃	〃	中央重則
〃	〃	木村孝
〃	〃	宮内一夫

国指定谷津鳥獣保護区保全事業の継続を求める意見書

東京湾に面する干潟は、埋め立てにより大部分が失われ、現在残っているのはごく一部の地域に限られている。谷津干潟を見ると、ゴカイ、貝、カニ、魚、そして野鳥など多くの生物が生息している。シギ・チドリ類が多く飛来することで全国的に有名である。国際的に見ても、鳥類の生物多様性を保全する上で、渡り鳥の中継地である谷津干潟の存在意義は大きいものとなっている。

また、谷津干潟は、多くの市民の熱心な活動によって埋め立てや道路建設による消失・減少の危機から守られた経緯があり、自然保護のシンボルとなっている。昨年はラムサール条約登録から20周年を迎えており、習志野市民にとってかけがえのない財産となっている。

周囲の埋め立て後の環境変遷に対応して、ヘドロの悪臭対策の検討、泥の流出に伴う干潟の環境調査、水鳥の給餌環境の調査、アオサ調査など、干潟の保全に向けた各種の調査・検討が進められてきたが、近年は貝類増加やアオサ繁茂等が見られており、シギ・チドリ類の採餌環境に悪影響を与えるようになってきている。シギ・チドリ類の渡来数が大幅に減少していることから、環境省は、鳥類の生息環境の改善等を目的として、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業を平成22年度から実施している。

また、大量に発生したアオサの腐敗臭について、周辺住民を初めとする関係者から改善を求める意見が多く寄せられており、アオサの腐敗臭対策も「周辺住民の生活環境の改善」として事業に位置づけられることとなった。

この保全事業は、環境省と習志野市、地域住民、関係者の協力のもと進められており、平成26年度が最終年度となっているが、今後も継続的な取り組みが必要と考える。

よって、本市議会は国に対し、都市と自然との共生を目指した保全を図るために、国指定谷津鳥獣保護区保全事業を平成27年度以降も継続し、実効性の高い事業費を確保するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

斉藤賢治

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。